

# 後期高齢者医療保険料

## (減額となる保険料額の計算方法)

○減免対象となる保険料額 ( $A \times B / C$ ) に、令和元年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額が減免されます。

### 減免対象の保険料額 ( $A \times B / C$ )

A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等 (注1) に係る令和元年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額)

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額

(注1) 事業収入等とは事業、不動産、給与、山林収入をいいます。

### 所得に応じた減免割合 (D)

令和元年の主たる生計維持者の所得の合計額について

300万円以下：全部 (10分の10)

400万円以下：10分の8

550万円以下：10分の6

750万円以下：10分の4

1000万円以下：10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。